

中国における

知的財産戦略のポイント

～中小企業の特許・商標担当者が知っておきたい
中国での権利化ノウハウ～

2019年9月5日(木)

14:00～17:00(13:40より開場)

既に中国に進出されている中小企業はもちろんのこと、今後中国進出を検討されている中小企業にとって、中国で十分な知的財産権対策を取っておくことは極めて重要といえます。中国での知的財産権対策が十分でなかったために、大量の模造品が発生し、自社商標が先取りされる、特許・商標権侵害で訴えられる等の問題が多発しています。

本セミナーでは中小企業の特許・商標担当者向けに中国での特許・商標の権利化の仕方、中国商標の簡単な検索の仕方、トラブルが発生した場合の対処方法、実用新案・意匠・著作権・最新の法改正動向等を分かり易く解説致します。

※なお、講師と同業とみなされる方等の受講はお断り申し上げておりますので、あらかじめご了承下さい。

会 場	(公財)東京都中小企業振興公社 3階第1会議室 (東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎) 「秋葉原駅」徒歩1分 ※裏面の地図をご覧ください。		
内 容	○知っておきたい中国知財制度の基礎知識 ○なぜ中国で知的財産権が大事なのか～出願件数・訴訟件数は今や世界一～ ○特許出願から権利化までの手続 ○実用新案、意匠の活用法 投資効率の高い権利化方法 ○模造品が見つかった場合、訴えられた場合の対処方法 ○中国商標に関わるトラブル事例 ○中国商標の出願から権利化までの手続 ○中国での商標の簡単な検索の仕方 ○自社ブランドを先取りされた場合の取り返し方と海外商標対策支援助成事業の活用 ○著作権の登録と活用ノウハウ ○AI特許の中国の動向 ○ECサイトにおける知財の保護 ○質疑応答		
講 師	河野特許事務所 所長 弁理士 河野 英仁 氏 【略歴】 大学院修了後、河野特許事務所に入所。2003年、アメリカの法律事務所にて1年間勤務し、ロースクールにてMP知的財産権修士を取得。2007年夏には北京の清華大学法学院に短期留学し、中国の知的財産権法を学ぶ。国際感覚豊かな弁理士として活躍中。		
対 象	都内中小企業の方、都内個人事業主の方で、中国における知財侵害対策に関心がある方		
定 員	60名	参加費	無 料

- (注1) 大企業の方、講師と同業とみなされる方、士業及びコンサルタントの方等の受講はご遠慮頂いております。
また、大企業の関連会社の方、都外の方は定員の関係上、受講お申込みをお断りさせて頂く場合があります。
- (注2) 欠席される場合はなるべく早めにご連絡ください。
事前のご連絡がなかった場合、以降の受講お申込みをお断りさせて頂く場合があります。
- (注3) セミナー資料の配布は参加者のみとします。
- (注4) セミナー受講時のパソコンのご使用はご遠慮頂いております。

◆ 申込方法 ◆

裏面の申込書にご記入の上、FAX(03-3832-3659)をお送りください。
当センターホームページ(<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>)からも申込み可能です。

※折り返し受講票をお送りしますので、印刷・ご持参のうえ、当日受付で呈示してください。

問い合わせ先 公益財団法人東京都中小企業振興公社

東京都知的財産総合センター セミナー担当 (電話) 03-3832-3656

